

## 2 復興計画の基本的な考え方

### (1) 復興計画の趣旨・目的

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が心を一つに全力を挙げて取り組まなければなりません。

復興課題は、被災者支援や公共施設、インフラ及び産業基盤の復旧等、多岐にわたるため、復旧・復興に向けた取組を総合的に調整し、関連する施策の着実な実施と進捗を管理するための組織として「大洲市復興支援本部」を設置し、被災者の意向も尊重しつつ「大洲市復興計画」を策定のうえ市民とともに推進します。

復興計画は、きらめく大洲市の復活に向けて取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的かつ時系列に整理し、復旧・復興と災害に強いまちづくりを着実に推進していくために策定するものです。

# がんばろう!大洲

### (2) 復興計画の位置付け

復興計画は、復興に向けたビジョン・基本方針に基づき、「大洲市総合計画」との連携・整合を図りつつ策定しますが、当面は災害からの復興に向けた取組を進めることが本市の緊急かつ最大の課題であることから、総合計画に優先して取り組む計画として位置付けます。

なお、総合計画をはじめ各種関連計画については、復興計画との整合を図りつつ見直しを行います。

### (3) 復興ビジョン・基本方針

～きらめく大洲をみんなで未来につなぐ～

先人が守り育ててきた「きらめく大洲」を市民みんなで手をつないで復興し、未来の子どもたちへつなげていくため、以下の4つを復興の柱に据え、復興に向けて取り組みます。

市民生活  
の再生

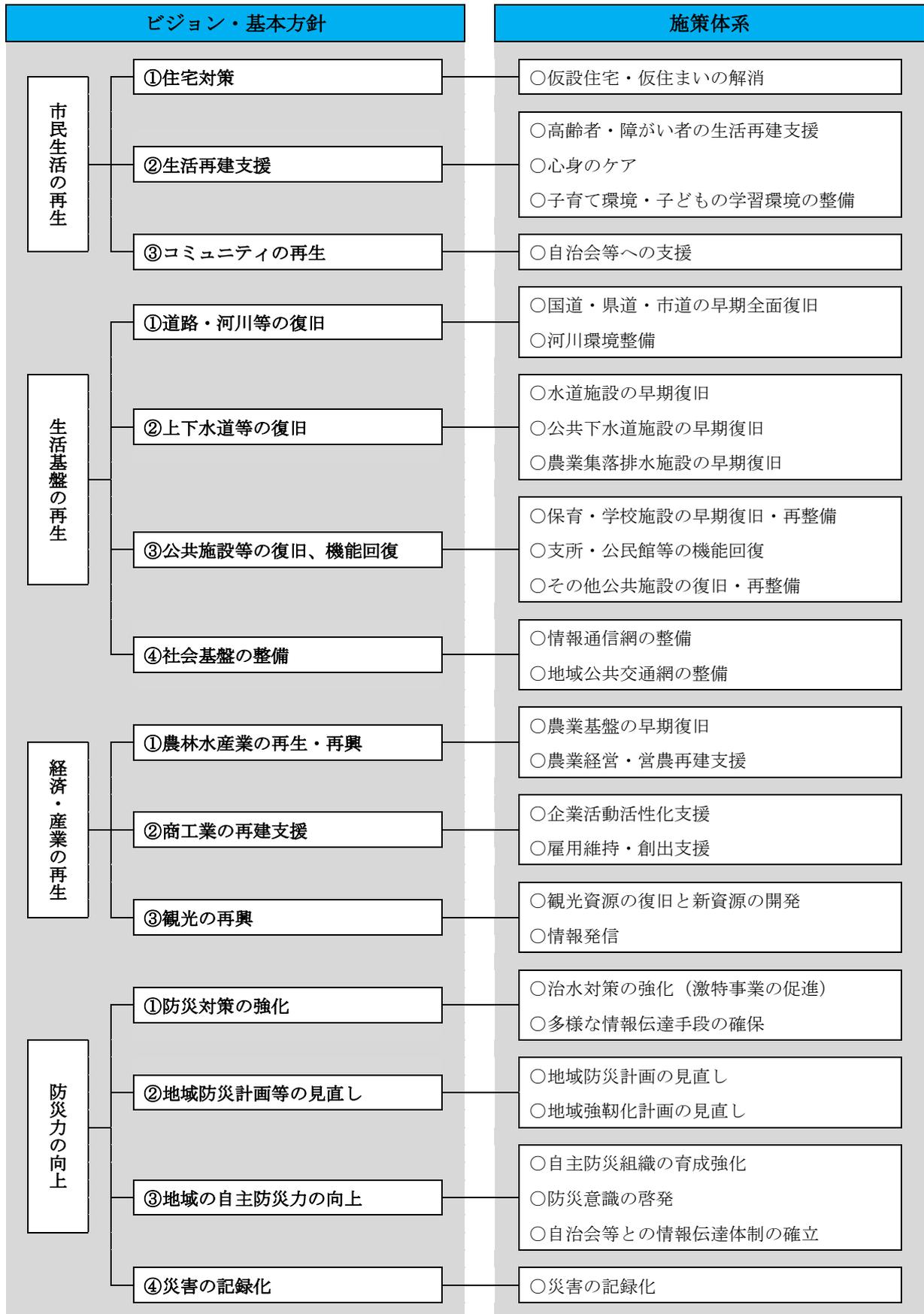
生活基盤  
の再生

経済・産業  
の再生

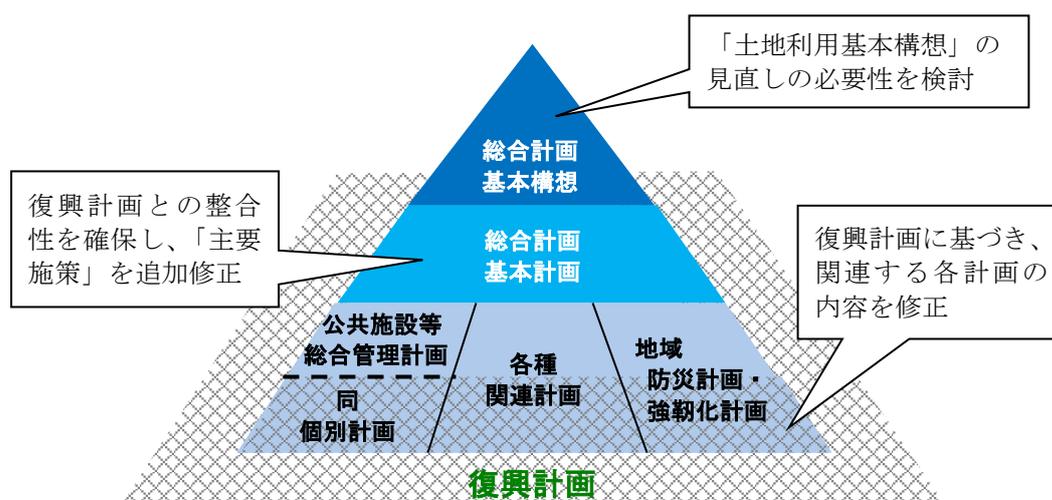
防災力  
の向上



【 ビジョン別の施策体系 】



#### (4) 復興計画の構成



#### (5) 復興計画のポイント

##### ① 復旧・復興の主体

市民と市が主体となり、ともに手をつなぎ、国や県、他市町、関係機関と協働・連携し、相互に情報を共有しながら、市民の「思い」「願い」に寄り添い、復興に取り組めます。

##### ② 対象地域

被害が市全域に及んでいることから、市全体を復興計画の対象とします。また、特に被害が甚大な地区については、別途、個別具体的な復興に向けた取組を進めます。

##### ③ 市民との協働・積極的な情報共有

市を挙げて復興に取り組んでいくためには、市民の理解と市民との協働が不可欠であり、それぞれの役割分担のもと、一丸となって復興に取り組めます。特に重要な施策決定や進捗状況については、「自治会連絡会議」などを通じて、情報の共有に努めます。

##### ④ 国や県、他市町との連携・協力

復旧・復興に当たっては、国や県、他市町、関係機関と連携・協力していくとともに、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していきます。特に、各事業で連携を図り、相互に情報共有しながら取り組めます。

##### ⑤ 計画期間

復興に向けた課題は多岐にわたり、段階的かつ着実に取り組む必要があることから、2023年までの6年間（河川激甚災害対策特別緊急事業期間）とします。

復興計画で取り組むべき施策は、生活再建やインフラの復旧等、短期的な課題だけでなく、コミュニティの再生や災害に強いまちづくりなど、長期的な課題に対して取り組みを要する施策も数多くあります。

このため、6年間の計画期間を緊急度等に応じて3段階に分け、その期間ごとに実施する事業を明確に整理したうえで、計画的に取り組むこととします。

期 間	2018年度 (平成30年度)	2019・2020年度 (令和元・2年度)	2021～2023年度 (令和3～5年度)
短期対策			
中期対策			
長期対策			

## ⑥ 総合的な視点に立った復興の推進

防災の観点に加え、歴史・文化、生活、自然環境や景観等を総合的にとらえ、地域の価値や生活の質を向上させる復興を目指します。

また、復旧・復興に当たっては、高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の多様な市民に配慮します。

### (6) 地区別実施計画の策定

特に被害が甚大で、住民からの意見・要望や住民意向アンケート調査の結果、住まいと暮らしの再生や地域コミュニティの再生に向けた取組が特に必要な地区については、別途、「地区別実施計画」を策定し、地域住民との協議を重ねながら、個別具体的な取組を進めていきます。

大川地区及び肱川地区は、平成16年5月に策定された肱川水系河川整備計画において築堤計画の予定がない地域であり、被害も甚大であったことから、「住まいと暮らしの再生」や「まちの再生」などの復旧・復興に向けた取組を進めていきます。

なお、中長期的には以前の場所で安心して生活が送れるための「安全・安心の確保」対策を進めていく必要があることから、当該エリアの治水対策については国や県、他市町、関係機関と連携・協力していくとともに、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していきます。

#### ① 大川地区

東区、森山本村区及び八河区において、復興事業に取り組めます。

#### ② 肱川地区

浸水被害を受けた全地区を対象として、復興事業に取り組めます。

また、「まちの再生」については、肱川支所を中心としたエリアにおいて、復興事業に取り組めます。

